

令和5年3月2日

佐々木(正)委員

公明党、佐々木です。よろしくお願いします。初めにプラスチック資源循環推進等計画案についてお話をさせていただきます。

一昨年(2022)の5月に、県内の大学生さんたちが立ち上げられましたかながわ学生SDGsフォーラム、この方々が県議会にも来ていただきまして、プラスチックの、このごみ削減に関して提言の話がありましたので、所管の環境農政局の幹部職員の皆様にも、当時の部長、課長にもお会いいただきまして、様々な、議会だけでなく行政側との意見交換を行わせていただいて、当局の皆様も、若いそういう学生さんたちの直接のお話を聞けてよかったと、そういうふうにも当時の部長さん、課長さんも言うていただきました。

学生からは、このプラごみに関する若者への情報発信とか、それから県の実行計画の目標などについて、7項目の提言があったわけですが、昨年の委員会で、このことにも触れまして、それを受けて県も実行計画の中に、その辺りを反映してくださったということも聞いています。

このプラごみ問題を解決するためには、こういった次世代を担う若者の意識、実行計画が重要であるということで、今回は、この報告のあった神奈川県プラスチック資源循環推進等計画案に基づいて、施策について、若年層をどのように意識して実行計画を進めていくのかというような内容で少し質問させていただきたいというふうに思っております。

この提言の中で、プラごみゼロ宣言とか、海洋ごみの深刻さとか、清掃ボランティアなどについて、SNSを通じた情報発信を強化してもらいたいというような意見があったということなんですけれども、これをどのように計画に反映しているのか、伺います。

資源循環推進課長

学生から頂いた提言等も踏まえまして、計画では、プラスチック使用製品の仕様の合理化の促進の推進方策におきまして、SNSを活用した情報発信を行うことを位置づけています。

また、清掃ボランティア情報につきましては、クリーン活動の推進方策におきまして、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」の運営を位置づけ、情報発信を強化していくこととしております。

佐々木(正)委員

計画案の記載のクリーン活動の拡大等では、このLINEを活用した情報発信について記載されているんですけれども、一方で、案の25ページ、普及啓発・環境教育の部分には、SNSを通じた情報発信を進めていくということが明記されていないというふうに思います。ここについては、今の若者は主にSNS等のデジタルツールで情報を集めているという状況を考えると、明記していくべきかなというふうに思うんですが、御見解を伺います。

資源循環推進課長

周知や啓発の手法は様々あることから、それらを広く読み込めるようにする

ために、SNS等具体的方法については、今回の計画案に記載はしていなかったところです。

しかし、若年層へのデジタルツールの普及を考慮いたしますと、その影響は看過できないということから、意見を踏まえまして、例えばSNS等様々な媒体を活用した海洋プラスチック問題等の県民への周知啓発の実施と記載するなど、推進方策に追記することとしたいと思います。

佐々木(正)委員

ありがとうございます。前向きな御答弁を頂きました。それも含めて書いていたかもしれないんですが、やはりそういうことをこういうところに書いていくこと自体が、しっかりとした取組を若者へ向けてもしていると、前よりは前向きな県の姿勢にも見えますので、ぜひそれは、今、御答弁いただいたとおり、推進をしていただければというふうに思います。

その学生さんたちの提言の中にも、プラごみ問題について学ぶ機会の充実とか、親子で学べる講座とか、ボランティアなどの機会の充実を図るようという、そういう意見もありましたけれども、この若年層に環境学習とかボランティアの機会をどのように提供しようとしているのか、その点について伺いたします。

資源循環推進課長

若年層に対する環境学習につきましては、映像教材の配信、市町村が行います環境フェアなどのイベントへの出展、親子や友人同士で楽しく参加できる参加型のイベントの実施、それらに加えてフォーラムやワークショップなど、若年層に自ら考え、学び、発表いただく場を設定していきたいと考えております。

また、ボランティアなどの機会の充実につきましては、かながわ海岸美化財団では海岸清掃ボランティアの支援を行っておりまして、個人が気軽に取り組めるよう、インターネットからボランティアの申込みができるようにしております。そうした情報をSNSや環境関係のイベントなど、機会を捉えまして広く周知していきたいと考えております。

佐々木(正)委員

今、若者の中では、既にLINEだけではなく、主流となってコミュニケーションツールとしているのは、ツイッターとインスタグラムが多いわけです。T i k T o kというのもありますけれども、フェイスブックとかLINEは、あまり若い人たちはやっていないということもあって、一般的にはツイッター、インスタグラム、そういうものが主流になっていると。さらには、Web 3というメタバースですね、そういう、より身近な存在として、これも活用され始めるだろうと思われるものについて、私は活用していくべきだというふうに思っています。神奈川県もDXを進めていくということで、若者層の利用が多いデジタル空間、この仮想空間を活用した周知啓発の取組も進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

そこで、福祉子どもみらい局が今後、そういうひきこもりの方とか、居場所をそういう中でつくっていくというようなことも方針にありましたし、メタバースをしっかりと協議していく場も、知事の様々な会派への答弁でも、我が会

派の答弁でもありましたけれども、そういうような啓発をやっていくということは、大事なことであるのかなと思っています。

部局が分かれていて、予算が環境農政局についていないといっても、神奈川県全体の県民の税金ですから、そういうところを考えると、様々な国から来ている予算もあるかもしれませんが、そういうものは横断的に、試みに環境農政局がやって、福祉子どもみらい局がやるんだから、活用していかない手はないと思います。新たに予算を立てなくても、そういうところの活用をしていくということは、私はできるのではないかなと思っていますので、その辺りについての御見解をお伺いしたいと思います。

資源循環推進課長

デジタル空間を利用し、活用しました周知啓発は、次代を担う若年層に対して有効なものと考えています。これまでもLINEの発信のほか、YouTubeでの普及啓発動画などを取り組んでいるところです。

さらに、メタバースにつきまして、委員から御紹介ありました福祉子どもみらい局のほうでの取組はお聞きしているところで、若い方の利用が中心と考えておりまして、将来的には有効な周知啓発のツールになると考えてございます。

福祉子どもみらい局で試験実施を予定していますメタバースの中に、現在我々が開設しておりますLINEのかながわプラごみゼロ情報の入り口を設けることができれば、若年層への普及啓発を進める上で効果的と考えておりますので、可能かどうかも含めまして、福祉子どもみらい局と調整してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

これも積極的な、前向きな御答弁を頂いたと思いますので、部局間でも調整していただいて、ぜひ活用していただければというふうに思うんです。

その居場所づくりが、福祉子どもみらい局の方々も、そういうなかなか外に出られない方々の居場所づくりということなんで、その中で環境に興味を持っている方もいらっしゃるかもしれませんが、私なんかは、そこでいろんな教育関係のWeb3のメタバースの学校をつくってもらいたいなと思っているぐらいなんですよね。教育の話は別のほうの局の話でありますけれども、そこでいろんな相談を受けたほうがいいと思っているんですよ。そういうことも含めて、関連があると思うんですね。福祉子どもみらい局との関係というのは、全ての部局にまたがっているというふうに思いますので、それを活用して、貼り付けていくだけでしたら、そんなに、労力とか予算がかからないと思うので、その辺りも含めて調整していただいて、環境問題に意識を持っている方々、そこで少し海岸清掃だとか、プラごみに参加できる方を、もし外に出すことができれば、すごく大きな成果だというふうに思います。そういうツールは、そういう開ける窓は、たくさんあったほうがいいんじゃないかと、そういうふうに思いますので、ぜひ今の御答弁のように御検討いただければと思います。

それから、このプラごみ問題については、無関心層に、どういうふうに啓発していくかと、特に若者に関心を持っていただくことが重要だと思っていますので、この視野を広くして様々な機会を捉えて、柔軟な普及啓発を行っていく必要があるというふうに思うんです。

ですので、今、デジタルの話を多めにしましたがけれども、デジタル空間以外を含めて若者層への普及啓発について、今後どのように取り組んでいこうと思っているのか、それをお聞きいたします。

資源循環推進課長

これまでの取組を御紹介させていただきますと、生徒が自主的に課題を見つけ出し、学んだり考えたりしながら課題解決のための育成を図ることを目的としまして、学校では総合的な学習の時間という探究学習の授業が行われているところです。

今年度、総合的な学習の時間の一環で、生徒が神奈川県のパラごみへの取組に興味を持っている、そういったことで、県内の高校ですとか県外からも、県外の中学校の先生からも依頼がございまして、数名の学生さんとパラごみ問題について、オンラインや対面で意見交換等を行ったところです。

こういった意見交換におきまして、参加された学生の皆様からは、理解を深められたと大変好意的な感想を頂いております。今後も、オンラインも活用しながら、総合的な学習の時間への支援を行っていきたいと考えております。

また、冒頭にありました、かながわ学生SDGsフォーラムともオンラインミーティングで、提言を頂いた以降の県の取組につきまして御説明して意見交換を行ったり、また、1月に開催したワンウェイパラ削減オンラインフォーラムでは、パラごみ問題に積極的に取り組んでいる学生グループに発表をしていただきまして、フォーラムに参加した一般の方と地域の住民と学生との協働などについて質疑応答や意見交換を行っていただいたところです。

こういったオンラインのミーティング、フォーラムにつきましても、参加者から好評を頂いております。こういった取組を継続して実施して、普及啓発に取り組んでいきたいと考えています。

さらに、今後は、対面式のイベントの開催も可能となってくると予想されます。その際は、若年層が興味を持って参加いただけるよう工夫したイベントを開催し、参加していただければと考えております。

佐々木(正)委員

ありがとうございます。様々な取組をしていただいていることは、評価するところでもありますので、まず、そのきっかけづくりというのが、やっぱりSNS、Web3とかメタバースというところですね。最終的には、人間は対面で様々なコミュニケーションを取りながらやっていくというのは、私は基本だと思っているんですけども、そこに行き着かない方々については、こういうSNSとか仮想空間というのも大事だと思っていますので、いろんな選択肢を若い人たちに示していくことも非常に重要だと思っていますので、このパラごみ問題をやっぱり解決していくためには、そういう次世代を担う若者も、この意識、取組が重要だということで、今後も引き続き、若い方々との意見交換をやっていただいて、周知、啓発も積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、様々な今日の情報技術の進展というのは、目覚ましいわけでありまして、若者の情報交換ツールは、我々のそれを先取りする形で日々変化してしまっていて、我々が、ついていくほうが遅れてしまっているというのもあるんですが、

特に若者の情報交換ツールは、時代を先取りしているので、それを今の段階では無理だと思わずに、将来はこうなっていくんだということを見据えながら議論をしていただいたり、職員においても、次の世代につなげていただくということが非常に大事だと思いますので、乗り遅れることなく、タイムリーに活用していただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

次に、特定家畜伝染病対策についてお伺いします。現在、国内各地で猛威を振るっていると言われております高病原性鳥インフルエンザについては、これまでに1,400万羽を超える鳥が処分されているということです。本県においても、この最大の警戒をしていかなければいけないというふうに思うんですが、ここについて質問させていただきます。

まず、今シーズンの鳥インフルエンザは、過去最大規模の発生と言われておりますが、これまでの全国各地の発生事例では、農場への侵入要因について、どのように報告されているのか、分かる範囲で最初に教えてください。

畜産課長

今シーズンは、国内で77もの発生事例があり、そのうち20例については、国の疫学調査チームの調査結果が報告されています。

ほとんどの事例で、養鶏場近くのため池などで野鳥が確認されたとしております。また、農場の衛生管理区域に出入りする際の車両の消毒、衣服・靴の交換、手指の消毒などの実施、家禽舎に出入りする際の靴の交換などの衛生対策において不備、あるいは防鳥ネットの破損などにより、ウイルスを媒介する野生動物の侵入の可能性があることが認められたとされています。

佐々木(正)委員

そこで、今シーズンの鳥インフルエンザの国内での流行を踏まえて、新年度予算ではどのような点に力を入れていこうというふうに思っているのか、これについてお伺いいたします。

畜産課長

鳥インフルエンザの発生を予防するためには、養鶏農家が鶏舎に入るたびに、確実に専用の長靴に履き替えることや、野鳥やネズミが鶏舎にウイルスを持ち込まないように、日々防鳥ネットを点検し、破れていたら補修する、殺鼠剤を散布するといった取組を、毎日欠かさず地道に粘り強く徹底して行うことが重要です。

本県の新年度予算の特徴としては、引き続きとなりますが、殺鼠剤といった防疫資材の配布や、国が対応していない防鳥ネットの補修などへの支援を行うことで、養鶏場での飼養衛生管理の強化を促すところにあります。

佐々木(正)委員

それでは、同じく新年度予算で計上されております家畜防疫対策倉庫整備事業費ですが、豚熱とか鳥インフルエンザの発生時の初動の防疫に必要なそういう資機材が備蓄されているというようなことなんでしょうけれども、現状は、どのようになっているのかということと、それを踏まえて、県央家畜保健衛生所に、新たに備蓄倉庫を整備する理由について、お伺いいたします。

畜産課長

迅速な初動防疫を行うため、初動3日間に必要な防疫資機材を備蓄していま

すが、現在の県央家畜保健衛生所の備蓄倉庫は手狭であり、県の遊休施設等に分散して備蓄しています。そのため、発生時に備えて備蓄資機材の一元的な管理、迅速な搬出を可能とするため、初動 1 日目の資機材と、例えば検査機器ですとか投光器などを備蓄、保管するための新たな備蓄倉庫を県央家畜保健衛生所に整備するものです。

佐々木(正)委員

豚熱も県内で発生しましたし、そういうときの様々な対応や、その後のしっかりとした具体的な事例を基に、教訓として様々なガイドライン等もつくったりしたということもあるので、非常にこの鳥インフルエンザについても、そういう意識は高かったと思うんですね。そういう意味では、こういうような備蓄倉庫に、しっかりとそういうものを配置して取り組んでいくということは、非常に大事だというふうに思っておりますので、そのことも豚熱の発生とか、今回はもちろん過去最大になっているんですけども、そこにもやっぱりいい意味で影響したのかどうか、そこだけお聞きしたいと思います。

畜産課長

やはり我が県は、令和 3 年に豚熱が発生したこと自体が、46 年ぶりということでございました。鳥インフルエンザについては、1925 年の発生以来、発生したことがございません。そういった意味でいうと、発生時対応というところについては、やはり発生県などと比べると、経験がないといったところがございます。

したがって、令和 3 年 7 月の豚熱の発生から、たくさんのことを学びました。これは、やはり鳥インフルエンザの対応にも十分応用できるものですので、そういったものを生かしてマニュアルを改定したりですとか、発生時対応の準備をしているところです。

佐々木(正)委員

大変重要な答弁だと思いますし、そういう経験を踏まえた対応というのは、真剣にやっていかなければいけないという現実が目の前にあるということです。今後のことも踏まえて、こういうことは、ふだんから様々な協議をして、必要なものはそろえていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。引き続き、よろしくお聞きしたいと思います。

昨年 12 月の常任委員会において、他県で鳥インフルエンザが発生した場合に、本県から発生県に獣医師を派遣して、そして、派遣の結果の報告会等をしていただいたりして、まず職員がこの共有をしていただくと。その上で、今、神奈川県防疫業務の改善に役立てているというような答弁もあったというふうに思うんですが、このことについて、具体的にどのような経験を改善に役立てているのか、それについてお伺いします。

畜産課長

例えば、殺処分時の班の編成や手順について、他県でのより効率的な体制を取り入れ、本県の防疫計画の班編成を、1 班当たり 10 人だったものを 20 人へと見直しました。

また、獣医師であるリーダーが着用するベストに腕時計がついており、作業の進捗管理がスムーズであったといった事例や、長靴をサイズ別に保管する方

法の工夫などについても、今後の防疫業務の改善に役立てているところです。

そのほか、派遣職員に対して、事前に防疫作業の内容が分かる動画の二次元コードが送付され、自分がやるべきことが事前にイメージができてよかったといった意見があり、本県でも早速採用し、昨年10月の防疫訓練では、参加いただいた関係団体に、事前にこれを送付し、大変分かりやすかったといった声を頂いております。

佐々木(正)委員

獣医師の職員の方々には、本当に、豚熱のときにも先頭になって様々やっていただいて、地元としては感謝していますが、そういう方々のメンタルも守っていただきたいというようなことは、再三お伝えしました。そういうような中に、そういう経験も入れていくべきだと思いますし、もちろん豚熱のときも、他県で発生した場合は、まずは多分、獣医師も行くんだろうと思うんですが、こういう特定家畜伝染病の発生については、全力で他県も含めて応援していただきたいし、また、その教訓をフィードバックして、現在の防疫対策について全力で、その経験を生かして取り組んでいただきたいなというふうにも思います。

万が一、鳥インフルエンザが発生した場合に、発生農場に対する支援策としては、どのような制度があるのか、そしてまた、県としては、その制度の活用と併せて、どのように発生農場を支援していこうと考えているのか、この点について伺います。

畜産課長

家畜伝染病予防法の規定により、高病原性鳥インフルエンザなどの患畜または疑似患畜については、家畜の所有者に対して、殺処分された家畜に対する評価額の全額が、手当金及び特別手当金として交付されます。ただし、家畜伝染病の発生または蔓延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、例えば通報が遅れたとか、こういったことがあった場合には、手当金の全部または一部を交付せず、または返還させるといったこともございます。

そのほか、経営再開までの間の従業員の給料や地代などの固定費などを生産者が相互に支援する仕組みに対し、国が補助を行う家畜防疫互助基金支援事業がございます。

また、発生の際には、国などの支援制度の利用が円滑に進むように助言などをするとともに、県としては、発生状況に応じて、市や関係団体、農協、金融機関及び県関係機関から成る再建支援チームを結成し、発生農場の再建に向け、県をはじめ関係者が一丸となって再建を支援してまいります。

佐々木(正)委員

最後に、この質問の要望ですけれども、一たび家畜伝染病が発生すると、今回の豚熱のように、その再建の道のりというのは非常に厳しいものがあるなというふうに思います。様々な国の査定とか、いろんなことをこの制度の中で、本当に苦労して再建される方と共に県もやってくださっていますが、いち早く様々な制度をふだんから見極めながら、発生しなければいいんだけど、発生しちゃったときには準備をしっかりと、すぐに着手できるように、様々な査定をするのにも時間がかかりますから、再建するのであれば、なるべく早い方

がいいわけなので、そういう制度の活用の準備をしておくこと自体が、非常に畜産のみならず様々な、そういうような農業をやっている方々への再起について後押しするとなると思います。今回の高病原性鳥インフルエンザの流行期というのは、まだまだ続いていくということから、今後も強い危機感を持って、引き続いて、飼養衛生管理の徹底によって、予防とか、それから早期発見、適宜、様々な迅速な蔓延防止措置を的確に実施していただきたいということを要望して、この質問は終わります。

次に、畜産経営の推進について、お伺いさせていただきます。持続可能な畜産経営が非常に大事だということで、今、様々な燃料高騰、飼料・肥料高騰というような段階がまだまだ続いていますが、第2回の定例会の環境農政常任委員会で、神奈川県畜産農家が将来にわたって安心して経営していくためにも、エコフィードとか飼料米の活用を積極的に推し進めていただきたいというふうに要望をさせていただいたところです。

その後も、この委員会で質疑を私も重ねてきましたけれども、これまでの取組状況と、来年度の当初予算の中で、どのように取り組んでいくのかということこれから質問しますが、まず、エコフィードについて、12月の常任委員会の際に、今年度の取組の進捗状況を伺ったわけでありましたが、その後、現在までの取組の進捗状況をお伺いいたします。

畜産課長

1月24日と25日の2日間にわたり、エコフィードマッチング相談会を開催し、食品関連事業者8社、エコフィード製造業者1社、畜産農家4社が参加しました。異業種の事業者が交流する初めての機会でしたが、どのような食品残渣がエコフィードとして使いやすいのか、あるいは使いにくいのかなどについて、排出する側、製造する側、使う側、それぞれの事情を知ることができたため、参加した畜産農家から、非常に有意義だったとの反応があり、参加した事業者の間で現在、商談が進められております。

また、12月から1月にかけて実施した畜産農家を対象としたアンケートでは、エコフィードを積極的に活用している農家において、畜産物の特徴づけへの好影響やコスト面での優位性がある一方で、食品残渣の回収や配合設計などに手間がかかるといった意見があり、積極的にエコフィードを使用していない農家からは、エコフィードの品質や保存性、運搬にかかるコスト負担などを課題に挙げるといった意見がございます。

佐々木(正)委員

そういうエコフィードの取組の今やっている現状、それから経験を踏まえて、今後このエコフィードを推進していくわけなんだろうけれども、新年度は、当初予算の中で、どのように取組を進めていくのか、具体的に教えていただければと思います。

畜産課長

食品事業者から排出されたエコフィードの原料を保管する設備や専用容器、また、エコフィードを家畜に給与するために他の飼料と混合する攪拌機、混合機などの整備費を補助する予算の計上を予定しております。

また、新たに確保したエコフィードの原料について、家畜の飼料として利用

する際の栄養成分の分析や嗜好性の評価、エコフィードを他のエコフィードや市販の配合飼料とどのぐらいの割合で混合すべきかを検討するための飼料設計や、どのように給与していくべきかの指導などに必要な経費への支援予算の計上を予定しております。

佐々木(正)委員

新年度の予算の中で、国産の大型ロールを小型に加工する経費を支援するというふうにあります。神奈川県では、大型ロールのままだと使えないのか、それからまた、この他県で生産した飼料を、神奈川県の畜産農家が購入する上では、輸送費の負担も大きいというふうに思いますが、輸送費に対しては支援しないで大丈夫なのか、それについてお伺いしたいと思います。

畜産課長

北海道の主産地で生産される国産飼料は、1個が500キロ程度にもなる大きなロールの状態で生産、流通、利用されています。主産地では、この大きさのロールを持ち運ぶ機械、切り刻む機械を多くの農場が所有しております。

本県の酪農家は、大型ロールに対応できる機械を持っている農家がほとんどなく、県内の酪農家が個別に機械を購入するのは負担も大きいことから、小型に加工する経費に支援することで、主産地の国産飼料の活用拡大を後押ししたいと考えております。

輸送費の負担については、ガソリン代の高騰などもあり、課題とは認識しているところですが、国の令和4年度第2次補正予算や令和5年度当初予算で、県の予算措置を要することなく、全国団体を經由して、農協や飼料販売会社などが輸送費の補助を受けられる事業があり、農協等で活用予定となっているところではあります。

佐々木(正)委員

次に、水田を活用した飼料米等の確保の取組について支援をしようというふうにしていますが、具体的にどのような予算立てなのか、予算の仕立てなのか、その取組についてお伺いたします。

畜産課長

耕種農家と畜産農家の連携により、水稻農家などが生産した飼料用米などを県内の畜産農家が直接購入する仕組みを後押しする取組でございます。

具体的には、水稻農家などに対し、国の戦略作物助成や産地交付金といった直接支払いの交付金に、県独自の奨励金を上乗せすることでインセンティブを働かせ、水稻を作付する生産者の生産意欲を向上させるような仕立てとしています。

佐々木(正)委員

それでは、飼料用米を生産する上で、どういうふうな課題があるのか、それについてお伺いたします。

畜産課長

本県においては、収穫された米の大部分を県内の学校給食に供給しておりますが、需要に応え切れない状況となっております。学校給食は、食育、地産地消という観点からも非常に重要ですので、現在作付されている水田は、この需要に応じていくことを優先する必要があります。

そのため、飼料用米の生産は、荒廃している水田や遊休水田の活用を進めながら、生産を支援していきます。

国は、水田活用の直接支払交付金をめぐり、2024年産米から、飼料用向け一般品種の単価を引き下げる方針を打ち出しており、2024年産米からは、金銭的なメリットを享受するためには、専用品種の作付が必要となります。専用品種を生産するには、一般品種と異なる栽培管理を行う必要があるほか、収穫や乾燥の機械を主食用米と共有する場合に、混ざらないように細心の注意を払う必要があります。

一方、酪農家からの意見では、飼料用米の生産よりも、飼料用の稲を稲発酵粗飼料として給与するほうが、牛の嗜好性や消化の面で優れているため、稲発酵粗飼料を牛に食べさせたいという声もあることから、稲発酵粗飼料の生産に対しても支援をしていく予定です。

佐々木(正)委員

飼料価格の高騰というのは、今後も続くというふうに思いますので、この影響を強く受けている神奈川県畜産農家が、今後も経営をしっかりと継続してやっていくためにも、この飼料基盤の強化というのは非常に必要だというふうに思います。

なので、県が飼料用米とか畜産飼料、それとエコフィード、こういう利用を推進する事業を推進するということは非常に重要だと思いますので、来年度から、これらを支援する新規事業が始まるということなので、市町村とか関係団体と様々な話し合いをしていただきながら、広く耕畜連携していただいて軌道に乗せて、積極的に取り組んでいただきたいことをお願いをさせていただきます。

次に、脱炭素社会の実現に向けた企業や県民の取組の後押しについてという題で質問をさせていただきたいと思います。今回の定例会に提出された予算案の中では、大規模排出業者などの脱炭素化の取組を促進するために事業活動脱炭素化事業促進事業費が3,600余万円計上されていると、そのほか、脱炭素の自分事化とか普及啓発につながる若年者・地域向け脱炭素普及啓発事業費も2,000万円、かながわ脱炭素アクション創出事業費3,500万円など計上されています。県の役割を踏まえて、脱炭素社会の実現に向けて、企業、県民の取組の後押しとなる施策だと思いますが、これについて幾つか伺っていきます。

まず、事業活動脱炭素化促進事業費について、先行会派の御質問もありましたが、事業活動温暖化対策計画書制度の見直しの内容等について、やり取りがあったところであります。この計画書制度を見直すこととした県の課題認識について、最初に確認をさせてください。

環境計画課長

産業、業務、運輸などの事業活動から排出される県内の温室効果ガスが全体で8割を占めているため、事業活動からの排出削減をさらに進めることが大変重要だと思っております。

この事業活動温暖化対策計画書制度は、条例に基づきまして、特定大規模事業者、いわゆる大企業に対して、排出削減に関する計画書、それから報告書の提出を義務づけております。事業者の自主的な取組を促進すると、こういった目的となっています。

大企業につきましては、この計画書の運用によりまして、排出削減の取組は一定程度進んでいるものと考えていますが、これをさらに促進するために、事業者の取組を適切に評価する手法を構築するとともに、融資などのインセンティブに結びつくような支援策も併せて検討したいと考えています。

一方、現行の制度では、中小企業につきましては、計画書は提出が任意となっていて、実情としますと、中小企業からの提出がないといった状況になっています。そこで、県内の事業者数の約 99%を占めます中小規模事業者、いわゆる中小企業は、脱炭素の重要な担い手であるというふうに考えています。ただ、その一方で、中小企業としましては、取引先からサプライチェーンの全体の脱炭素化に向けた対策の強化を求められている中で、人材ですとか資金、それからノウハウ、こういったものが不足しているということで、なかなか脱炭素化に取り組めていないといったような課題もございます。

このため、県としましては、中小企業が計画書制度に参画していただきまして、計画的に脱炭素の取組を進めていただけるような支援策も検討していく必要があると考えています。こうした課題認識の下、大企業の脱炭素化の取組をさらに進めるとともに、中小企業の脱炭素化の取組を重点的に支援すると、こういった目的で計画書制度の見直しを行うものです。

佐々木(正)委員

大企業の削減対策については、東京都もやっていますよね。埼玉県もやっているのかな。大規模事業所を対象としたキャップ・アンド・トレードを導入していると思うんですが、現行の計画書制度の見直しの目的の一つとして、大企業の脱炭素化取組を推進するということですが、神奈川県としては、この排出量取引制度を導入するというような議論はどういうのがあったのか、現在の考え方についても含めてお伺いします。

環境計画課長

東京都が 2010 年 4 月から開始しました排出量取引制度は、大規模事業者を対象とするキャップ・アンド・トレードということで、主な対象としましては、オフィスビル等を対象にしております。5 年間の計画期間内における温室効果ガスの上限をキャップとして定めまして、排出量がこれを超過する場合に、定められた以上に削減したほかの企業から必要な削減量を購入して、その超過分を埋め合わせる、トレードができる、相殺ができる制度となっています。東京都の事例から見ますと、導入当初は一定の効果があるものというふうに考えています。

ただ、しかしながら、東京都につきましては、工場などの産業部門からの温室効果ガスの排出割合が 7 %程度であるのに対しまして、本県は産業部門の排出割合が 34%ということで、仮に県が工場に対しまして、排出量の上限規制を設けた場合に、製造業などの県外の流出が発生すると、いわゆる県内産業の空洞化と、こういったおそれが懸念されておりますので、県としましては、国による統一的な制度の運用が望ましいというふうに考えております。

こうした中、国では、今年 2 月に閣議決定されました G X の実現に向けた基本方針の中で、排出量取引制度等の方針が示されておりまして、今年 4 月から G X リーグが約 700 社規模で活動を開始すると。そのうち一部企業を対象とし

まして、排出量取引が試行で開始され、2026 年度に本格稼働を目指しているということになっています。

こうした状況で、県としましては、昨年度から国に対して、排出量取引制度の議論を進めるに当たっては、経済界ですとか、それから国民に対する影響や負担の在り方を十分に配慮して、実効性のある制度とするように要望をしているところです。

佐々木(正)委員

報告書にもありますが、今も課長がおっしゃっていましたがけれども、12 ページとかにも、この地球温暖化対策計画なんかは、オールジャパンで行っていく、オール神奈川で取組を広げていくというようなことが何回も書いてあります。この制度は、県内の市町村等も共有してやっているのか、その辺りの状況について伺います。

環境計画課長

この計画書制度は、県内では横浜市と川崎市が、それぞれ市の条例に基づきまして運用しています。それ以外の県域、相模原も含めますけれども、それ以外の横浜、川崎以外の県域が、県条例に基づく計画書制度の適用対象となっています。

佐々木(正)委員

様々な国の施策とか、脱炭素に向けた様々な交付金だとか、そういうのをずっと見てくると、市町村に対する様々な支援が多いですね。都道府県ももちろん本格的に包括的に広域でやっていくんだけれども、ずっと見ていたら、やっぱり市町村との連携と、その情報共有あるいは意識を同じにしていくという、そういう醸成していくことというのも大事だというふうに思うんです。

この計画書では、横浜、川崎、神奈川県ということなんだけれども、足並みはそろっているのかどうか、意識の違いというのはあるのか、それについて伺います。

環境計画課長

横浜市と川崎市につきましては、県の計画書と同等制度ということで、常日頃、担当者間で情報共有等をしていきながら対応しています。

ただ、そうした中、川崎市につきましては、今回、県が行おうとしております計画書制度の見直しを、先に検討を今年度始めておりますので、また、県もそれに足並みを合わせる形で、川崎市の例を参考にしながら、来年度、計画しでの見直しを行っていききたいと、このように考えています。

佐々木(正)委員

県と比べて横浜市の意識はどうなんですか。

環境計画課長

川崎市の状況は、当然、横浜市も承知してしまして、また県が新たに計画書制度の見直しを行うといった情報も横浜市と共有しまして、横浜市も川崎市、それから県の動きを見て、今後の対応を検討するというふうに伺っています。

佐々木(正)委員

それぞれの地域、川崎なんかはそういう大企業が多いから、そういうのをいち早く取り組んでいるんでしょうけれども、それぞれの地域によって違うし、

排出量取引もやっぱり地方にどんどん流れていっちゃったりするというのもいけないので、確かに県内でも難しい感じがしなくもないんだけど、そういうところに意識を醸成していくということが非常に大事なんじゃないかなと思っているんです。

2050年に向けての二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組等というので、環境省が今年の2月28日にまとめたものを見ましたけれども、県内の全部がゼロに向けた取組の方針を出していないですよ。大体出していますが、それを県域の全部の市町村がやっているわけじゃないと思うんですけど、そういうところの調整というか、意識の向上をさせていくというのは、どういう取組をしているんでしょうか。

環境計画課長

確かに、委員御指摘のとおり、市町村の中には、やはり計画策定していないところとか、あとカーボンゼロまで出して表明していないところとか、こうしたところもございます。

常日頃、市町村とはやり取りをしながら、また、温暖化関係の担当課長会議とかも開きながら情報共有をしているところです。

市のほうにつきましては、計画策定をするのに、なかなかノウハウとか、そういったものがないところもございますので、随時、市町村のほうから相談があれば、県のほうからも相談に乗ったり、そういった対応をしています。

佐々木(正)委員

国の中にも、計画つくるための支援の予算とか制度もありますよね。それは活用しないのか。それ活用するべきだと思うのね。

環境計画課長

令和5年度に、そうした予算が国のほうであったかどうかは、ちょっと承知しておりませんが、もしそういった予算ございましたら、市町村のほうにも情報提供しまして、積極的な活用を促すようにしてまいりたいと、このように考えています。

佐々木(正)委員

人材を派遣して、そういう計画をしっかりと作成するような、そういうような人たちが来るという予算があると思いますので、よく確認していただいて、策定できるように後押ししていただいたらどうかと思うんです。

続いて、今、事業活動温暖化対策計画書制度の見直しについてずっと聞いてきましたが、中小企業に対する取組については、どのようなことを考えているのか、お伺いします。

環境計画課長

この計画書制度の見直しの中で、まず、中小企業にも計画書制度に参加していただけるよう、簡易版の計画書制度を構築しまして、脱炭素に意欲的な中小企業の取組を他の零細企業等に、ほかの中小企業にも広げていきたいと、このように考えています。

具体的には、中小企業は人材コスト、ノウハウなどが不足しておりまして、計画書制度に参加する余力がないといった実態がございますので、計画書制度の一部項目に限って、簡易版の計画書制度を、中小企業向けのものを作成しま

して、その出していただいた計画書、それから取組、こういったものを評価して、その評価に応じた支援策、こういったものを検討していきたいと。

また、あわせまして、この県域の中小企業約 9,700 社を対象としまして調査を実施するとともに、3 社を対象として、今回、計画書制度を、計画書の策定を伴走しながら支援するなど、中小企業の脱炭素に関する取組状況ですとか課題、こうしたものを多角的に把握しまして、簡易版計画書制度の構築と、中小企業の自主的な参加を促してまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

中小企業、大企業と、それから地域によっても捉え方が様々違うので、この施策については、兌換性の確保というんですかね、そういうのを物すごい大事なのかなと思って、そういう意識を整えていくというのは非常に難しいなというのはよく分かります。

しかし、やはり進んでいくためには、様々な国の予算とか交付金とか、さっき言った人材をあてがって計画をつくっていただくとか、より積極的になれるような後押しをさらに神奈川県としてやっていただきたいなというふうに思うんです。

県民向けの施策としても、脱炭素の自分事化・啓発事業とか、あるいは若年者・地域向け脱炭素普及啓発事業費とか、それから、かながわ脱炭素アクション創出事業費もあるということなんですが、それぞれの予算が 2,000 万円から 3,000 万円ほどでありまして、920 万人の県民の意識を転換していくには十分なのかどうかというの、非常に私は考えるところではあります。

最後に、こういうことをやっていって本当に効果が期待できるのか。大企業なんかは、国にのっとった様々な排出量取引で、それで報告して終わってしまっても、別に神奈川のこういう制度に参加しなくても同じことなんじゃないかというふうに思っちゃったりもするんです。920 万人の県民の意識を変えていくための予算が計上されているわけですが、その効果がしっかり期待できるための取組なのかどうかというのを、最後にお聞きしたいと思います。

地球温暖化対策担当課長

若年者・地域向けの事業としましては 2 本、今回計上させていただいておりまして、合計で 5,500 万円という事業になっています。それぞれの施策でございますが……。

佐々木(正)委員

すみません。それぞれ施策はいいから、最後の答えだけでいいの。

地球温暖化対策担当課長

県の進める施策は、県民の皆様や地域の広がりといったところと、あと後年度の継続性といった効果を意識して事業を構築しております。それぞれ広がりですとか、あと自分事化に資するような取組を展開してまいりたいと考えていますので、十分効果が出るように検討していきたいと思っています。

佐々木(正)委員

意識を高めていくためには、県が掲げたそういう予算規模の事業でいい、それでやっていくしかないんですけれども、やはり汗をかいて、市町村と連携して、もっともっと機運醸成を高めていくということが非常に大事でないかなと

いうふうに思うんです。さっき言った様々な意識を統一していくためには、兌換性の確保というものを意識していかないと、うちのところは無理だというふうに思ってしまうんじゃないかと思うんで、そういうことも含めて、着実に県民意識を高めていくための施策を、今後も遂行していただきたいことをお願いして、質問を終わります。